

9. 東北学院大学教養学部履修細則

平成27年度入学生より適用

(趣 旨)

第1条 この履修細則（以下「細則」という）は、学則第21条の規定に基づき、教養学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

- 2 学則第21条にいう別表第2は、「人間科学科課程表」「言語文化学科課程表」「情報科学科課程表」「地域構想学科課程表」（以下「学科課程表」という）として授業科目の開設年次等を明示して、これを定める。

(授業期間)

第2条 授業は、その開講期間によって、次のとおりとする。

- (1) 通年の授業（1年間継続の授業）
- (2) 前期完結の授業（前期開講前期完結の授業）
- (3) 後期完結の授業（後期開講後期完結の授業）
- (4) 連続授業及び集中講義等

(開 講)

第3条 開設した授業科目は、全て開講することを原則とする。ただし、年度により開講しないことがある。

- 2 授業科目の授業時間は、別に定める。

(受 講)

第4条 同一授業時間に複数の授業科目を受講することはできない。

(受講生の制限)

第5条 各授業科目は、その内容・教室の都合により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(選択受講及び授業の指定)

第6条 同一授業科目が、二つ以上開講されているときは、いずれかを選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業科目を特に指定しているときは、この限りではない。

(学年次履修登録制限)

第7条 各学年に履修登録をすることができる単位数は以下の通りとする。

- 第一学年 44単位以下
- 第二学年 44単位以下
- 第三学年 44単位以下
- 第四学年 48単位以下

- 2 「免許および資格関係科目」に関しては、前項の制限単位には含めない。
- 3 三年次編入生、転学部・転学科生は、適切な指導を受けたうえで、第1項の制限を超えて48単位まで履修登録をすることができる。
- 4 学則第24条の3、学則24条の4及び学則24条の5の規定により修得した単位の取扱いについては、前項の制限単位に含まない。

(履修登録)

第8条 受講のためには、定められた期間に履修登録を行わなければならない。

- 2 正当な理由がないにもかかわらず、前項の期間内に履修登録しない者は、受講することができない。

- 3 履修登録されていない授業科目を受講し、かつ、試験に合格しても無効となる。

- 4 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

- 5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

(履修登録の修正)

第9条 授業科目の履修登録は学年の始めに行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

- 2 前項による修正登録は第7条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。

- 3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。

- 4 修正登録は定められた期間内に行うものとする。

(単位の認定)

第10条 単位は学則第35条に基づき認定する。

- 2 一つ以上の授業科目を修得した者が、同一の授業科目を再度履修し、試験に合格しても所定の単位は与えない。

(卒業の要件)

第11条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同別表第2の「履修方法」に従い、各学科とも合計124単位以上を修得しなければならない。

(転学部・転学科・復学・再入学者・年度を超えて復籍をした者の履修)

第12条 転学部・転学科・再入学者及び年度を超えて復籍をした者の履修については、当該年次の学科課程表及び細則を適用する。

- 2 休学者が復学した場合は、休学した年次の学科課程表及び細則を適用する。

(編入学者の履修)

第13条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び細則を適用する。

- 2 編入学者の単位認定は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第14条 在学中の単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、学則第24条の3第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 本条第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 本条第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、学則第24条の4及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業または中途退学し、新たに本学部の1年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、学則第24条第4項により認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条 各種技能検定などの大学以外の教育施設等で所定の成績を修めた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に定める所定の成績、認定される授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 学生が本条第1項の適用を受けようとする場合、所定の申請手続きをとらなければならない。

(改 廃)

第17条 本細則の改廃は、教養学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

本細則は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

再入学の取り扱いについて

平成13年4月1日以降の願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程表を適用する。

年度を超えた復籍者の取り扱いについて

平成13年4月1日以降の願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ、復籍した学年の学科課程を適用する。

別表（細則第16条第2項関係）

語学検定の種類		成績	認定される授業科目（単位数）	主催機関名
TOEFL	Internet Based Testing	52点以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計 2 単位	Test of English as a Foreign Language 国際教育交換協議会 日本代表部 TOEFL 事業部
TOEIC		500点以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計 2 単位	Test of English for International Communication 財国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会
ドイツ語技能検定		4 級合格	ドイツ語 I (週 1) A (1) ドイツ語 I (週 1) B (1) 合計 2 単位	(財)ドイツ語学文学振興会
		3 級合格	ドイツ語 I (週 2) A (2) ドイツ語 I (週 2) B (2) 合計 4 単位 ※1	
実用フランス語技能検定		4 級合格	フランス語 I (週 1) A (1) フランス語 I (週 1) B (1) 合計 2 単位	(財)フランス語教育振興協会
		3 級合格	フランス語 I (週 2) A (2) フランス語 I (週 2) B (2) 合計 4 単位 ※2	
中国語検定		4 級合格	中国語 I (週 2) A (2) 中国語 I (週 2) B (2) 合計 4 単位 ※3	(財)日本中国語検定協会
		3 級合格	中国語中級（総合）A (1) 中国語中級（総合）B (1) 合計 2 単位 又は 中国語中級（読解）A (1) 中国語中級（読解）B (1) 合計 2 単位	
「ハンゲル」能力検定試験		4 級合格	韓国・朝鮮語 I (週 1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週 1) B (1) 合計 2 単位	NPO 法人ハンゲル能力検定協会
		3 級合格	韓国・朝鮮語 I (週 2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週 2) B (2) 合計 4 単位 ※4	

※1 ドイツ語 I (週 2) A (2)・ドイツ語 I (週 2) B (2)合計 4 単位を修得済みの場合はドイツ語 I (週 1) A (1)・ドイツ語 I (週 1) B (1)合計 2 単位に替えることができる。

※2 フランス語 I (週 2) A (2)・フランス語 I (週 2) B (2)合計 4 単位を修得済みの場合はフランス語 I (週 1) A (1)・フランス語 I (週 1) B (1)合計 2 単位に替えることができる。

※3 中国語 I (週 2) A (2)・中国語 I (週 2) B (2)合計 4 単位を修得済みの場合は中国語 I (週 1) A (1)・中国語 I (週 1) B (1)合計 2 単位に替えることができる。

※4 韓国・朝鮮語 I (週 2) A (2)・韓国・朝鮮語 I (週 2) B (2)合計 4 単位を修得済みの場合は韓国・朝鮮語 I (週 1) A (1)・韓国・朝鮮語 I (週 1) B (1)合計 2 単位に替えることができる。

各学科における編入学生の単位認定は次のとおりとする（細則第13条第2項関係）

人間科学科 包括62単位

科目区分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	第二類	人文系	4	4	0
		社会系	4		
		自然系	4		
地域教育科目	2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0	
	選択外国語	2	2	0	
学部共通科目	10	4	6		
学科専門科目	基礎科目	12	0	12	
	研究方法科目	8	0	8	
	専門科目	26	0	26	
	基礎科目～専門関連科目	8	2	6	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		14	12	2	
合計		124	62	62	

言語文化学科 包括62単位

科目区分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	第二類	人文系	4	4	0
		社会系	4		
		自然系	4		
地域教育科目	2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0	
	選択外国語	8	8	0	
学部共通科目	10	4	6		
学科専門科目	基礎科目	10	2	8	
	外国語専門科目	8	0	8	
	専門科目	2	0	2	
	基礎科目～専門科目	30	2	28	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	4	8	
合計		124	62	62	

情報科学科 包括62単位

科目区分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	第二類	人文系	4	4	0
		社会系	4		
		自然系	4		
地域教育科目	2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0	
	選択外国語	2	2	0	
学部共通科目	10	2	8		
学科専門科目	基礎科目	20	20	0	
	専門科目	32	0	32	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		16	0	16	
合計		124	62	62	

地域構想学科 包括62単位

科目区分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	10	6	4
	第二類	人文系	4	4	0
		社会系	4		
		自然系	4		
地域教育科目	2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0	
	選択外国語	2	2	0	
学部共通科目	10	4	6		
学科専門科目	基礎科目	16	10	6	
	領域専門科目	20	0	20	
	実習科目	6	6	0	
	基礎科目 領域専門科目 実習科目 および専門関連科目	10	0	10	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		16	4	12	
合計		124	62	62	